

求職者支援資金融資のご案内

「求職者支援資金融資」は、求職者支援制度で職業訓練受講手当を受給する予定の方を対象とした貸付制度です。

<概要>

職業訓練受講手当を受給しても、その手当だけでは訓練受講中の生活費が不足する場合に融資を受けることができます。

【貸付額】 月額5万円（上限）または 10万円（上限） × 受講予定訓練月数
(配偶者などの有無により、上限額は異なります)

【対象者】

以下の要件をどちらも満たしている方が対象となります。

1 職業訓練受講手当の支給決定※を受けた方

※ ハローワークに確認申請を行った時点で、支給・不支給の決定が行われていない支給単位期間（支給申請の対象となる訓練期間）のうち、最初の支給単位期間についての支給決定

2 ハローワークで、求職者支援資金融資要件確認書の交付を受けた方

(確認書の交付要件)

- ・ 貸付を希望する理由が適当と認められる
- ・ 貸付金を返済する意思があると認められる
- ・ 暴力団員※ではない

※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員

(注) 原則として未成年者の方は利用できません。また、最終返済時年齢は65歳です。

【手続き】

ハローワークで貸付要件の確認などの手続きを行い、その後、ハローワークが指定する金融機関（労働金庫）で貸付の手続きを行ってください。

◆ご注意

- ・ あくまでも貸付ですので、利息を含めて返済する必要があります（免除はありません）。貸付を受ける額については、上限額の範囲内で将来返済が可能であり、かつ生活に真に必要な額にしてください。
- ・ 労働金庫では、金融機関としての審査を行いますので、審査の結果、貸付を受けられないこともあります。あらかじめ、ご了承ください。

求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期に就職できるように国が支援する制度です。

一定の要件を満たす方に、訓練期間中、**職業訓練受講給付金**を支給します。

職業訓練受講手当（月額10万円） + 通所手当 + 寄宿手当



求職者支援資金融資制度

◆貸付額

- ・同居または生計を一にする別居の配偶者、子または父母のいずれかがいる場合
月額10万円（上限）※1 × 受講予定訓練月数（最大12）※2
- ・上記以外の場合（単身者など）
月額 5万円（上限）※1 × 受講予定訓練月数（最大12）※2

※1 貸付額は1万円単位

※2 受講予定訓練月数とは、ハローワークに貸付の確認申請を行った時点で、職業訓練受講手当の支給・不支給の決定が行われていない支給単位期間（支給申請の対象となる訓練期間）の数。
同一の訓練の受講予定訓練月数が12を超える分（最大24まで）については、最初の12か月が経過するまでに再度、ハローワーク・労働金庫で貸付の手続きを行う必要があります。

◆貸付方法

本人の口座へ貸付金額を一括で振り込みます。

※ 口座は労働金庫（ろうきん）の口座に限ります。

労働金庫に口座がない場合は、手続きの際に口座を開設する必要があります。

◆担保人・保証人

担保人・保証人は不要です。

ただし、労働金庫が指定する信用保証機関の利用が条件となります。

◆貸付利率

年2.0%（信用保証料0.5%を含む）

※ 元金と利息の返済が遅れた場合は、遅延している元金に対して年14.5%の損害金（遅延利息）の支払い義務が発生します。

◆返済方法

- 貸付日の属する月の翌月末以降、毎月末日を約定返済日とします。
- 訓練終了月（就職などにより訓練を途中で辞めた場合は、その日が属する月）の3か月後の末日までは元金据え置き期間として、利息のみの返済となります。
- 訓練終了月の4か月後の末日以降、貸付日から5年以内（貸付額が50万円以上の場合は10年以内）に元利均等払いにより返済します（ただし、最終弁済時の年齢は65歳）。
- 貸付金の返済は、本人の労働金庫の口座から自動引き落としとなります。

ご注意

- 訓練を途中で辞めた場合には、1か月以内にハローワークに届け出て、労働金庫で契約変更の手続きを行ってください。訓練を辞めた日から1か月以内に契約変更の手続きを行わない場合は、債務残高の全額を一括返済しなければなりません。なお、中途退校した場合は返済手続きが生じるためハローワークから労働金庫へ連絡を行います。
- 次のような場合には、直ちに債務残高の全額を一括返済しなければなりません。また、詐欺罪などで処罰されることもありますので、ご注意ください。
 - ・就職支援拒否により、給付金が不支給になった場合
 - ・欠席（やむを得ない理由を除く）の繰り返し
 - ・不正受給により、給付金が不支給になった場合
 - ・確認申請書類の虚偽記載などによる貸付の不正利用が発覚した場合
 - ・訓練施設内で規律を乱して退校処分を受けた場合
- 約定どおりに返済がなされない場合には、個人信用情報機関に遅滞状態にある旨が登録され、他の金融機関を利用する際に不利益を受ける可能性がありますので、ご注意ください。

＜具体的な手続き方法＞

- ① ハローワークで確認申請を行います。
- ② 貸付条件を満たしていると判断された場合、求職者支援資金融資要件確認書が交付されます。
- ③ 職業訓練受講手当の支給決定を受けます。
- ④ 求職者支援資金融資要件確認書、支給決定を受けたことが分かる書類（例えば、給付金支給記録の写し）など必要書類をハローワークが指定する労働金庫に持参して貸付の手続きをします。
- ⑤ 労働金庫の審査に通過した場合、融資を受けられます。